

第 15 回 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定 検討委員会会議概要

会議名称	第 15 回 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称） 策定検討委員会
開催日時	平成 29 年 1 月 23 日（月） 午前 10 時～正午
開催場所	立川市役所 本庁舎 208 会議室
次第	[開 会] 1 報告事項 （1）第 14 回立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる 条例（仮称）策定検討委員会 概要について （2）12 月 18 日（日）に開催された講演会の報告について （3）今後の委員会のスケジュールについて 2 検討事項 （1）「条文の骨子案（その 2）」の検討について ア 前 文 イ 第 1 章 総則（第 1 条～第 5 条） ウ 第 2 章 差別の禁止（第 6 条） エ 第 3 章 合理的配慮等（第 7 条～第 17 条） オ 第 4 章 相互理解の促進（第 18 条） [閉 会]
出席者	[委 員] 吉川かおり委員長、長谷川敬祐副委員長、泉口哲男、岩元喜代子、 野々久美子、谷川香月、岡田治、奥山葉月、滝富加、曾根博、田中文人 福本行廣、山本繁樹、飯島一憲（敬称略、順不同） [事務局] 高木障害福祉課長、成田障害福祉課主査、加藤業務係長、 城之下障害福祉第一係長、柳障害福祉第三係長、塩島主任、井土主事
会議資料	【事前配布資料】 資料 15-1 第 14 回 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる 条例（仮称）策定検討委員会会議概要 資料 15-2 条例策定講演会の開催内容について（概要） 資料 15-3 策定検討委員会と作業部会を受けた骨子案 その 2 の検討案について 資料 15-4 条例の骨子案 その 2 の検討案について（事務局提案） 資料 15-5 条例の構成（案）（事務局提案）

[開 会]

1 報告事項

（1）第 14 回立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定検討委員会 概要について

（2）12 月 18 日（日）に開催された講演会の報告について

○綿密な打ち合わせをしたことで、とても良いシンポジウムになった。

（3）今後の委員会のスケジュールについて

○スケジュールについては、9 か月程度延長したい。策定検討委員会を複数回開催し、条例の素案をまとめるとともに、逐条解説も作成する。また医師会など各種団体に対しても、事前に説明し、いただいたご意見などを策定検討委員会に報告していく。

2 検討事項

(1) 「条文の骨子案 (その2)」の検討について

ア 前 文

一人一人は、それぞれが異なり、かけがえのない大切な存在である。どのような人に対しても、孤立や排除があってはならない。

しかしながら、これまでの日本の社会においては、集団性や画一性が優先され、みんなにあわせること、みんなと同じであることが正しいという価値観が信じられてきた。その結果、誰もがもつそれぞれの個性やかがやきが否定され、集団の枠になじまない人、とりわけ障害のある人は、地域社会から排除されやすい状況が続いてきた。このような社会のありようは、一人一人の個性や人格を否定し、すべての人を不自由にするものである。

わたしたち立川市民は、このような地域社会のありようを変えようと、障害の有無、障害の種別、民間や行政を問わず、地域の多様な関係者が協働して、努力を続けてきた。その精神を引き継ぎ、誰もが暮らしやすいまちをつくるための取組みをさらに進めていくことが重要である。

障害は、個人の問題ではなく社会との関係性のなかにある問題であり、地域社会を構成するすべての人の問題である。機能的な障害も、生まれつきのものだけでなく、病気、事故、加齢などによって誰にでも起こりうるものである。障害のある人が暮らしやすいまちをつくることは、誰もが暮らしやすいまちをつくることであり、わたしたち一人一人が日々取り組むべき課題である。

わたしたち立川市民は、多様性を認める地域社会こそが、豊かな地域社会であると認識し、一人一人が異なることを前提に、お互いを大切にし、認め合い、尊重し、誰もがかがやけるまちを目指す。

そのために、障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例をここに策定する。

○前文の「障害は、個人の問題ではなく社会との関係性のなかにある問題であり、地域社会を構成するすべての人の問題である。」の部分は、庁内検討会議で唐突感があるとの意見が出た。だが、第2条(用語の定義)の「(1) 障害」についての定義を読んだ後であればそういったことはない。

○前文の障害について記載してある部分は、障害は他人事ではなく、皆で考えていくということを云っている。唐突感を受けるのは、障害を他人事と考えているからではないか。

○「問題」という表現だが、ネガティブな言葉は使いたくないので「問題」とした。多義的ではあるが、意図しているものがより伝わるのではないか。なじむかどうかは関係なく、あえて唐突感を出している。

○「個人の問題でなく」とは言い切れないのではないか。心身機能の障害は個人の問題でもある。但し、全ての人に関係しており、お互いが理解する必要がある。問題という言葉の受け止めが、人それぞれ異なっているのでは。

○障害は、個人の問題として片付けられてきたという歴史がある。だからこそ、「個人の問題ではなく」という表現が必要になる。障害は誰にでも起こりうるもので、従来の捉え方を超えて社会モデルを前面に出すのがよい。

○「個人の問題だけでなく」としてはどうか。

○「障害は、」とするのではなく、「障害に関わる問題は、」また「障害があることで起きる問題は、」としてどうか。唐突感があっても、この表現は重要。目指すべき社会を宣言するという意味では、このままで良い。

○唐突感をあえて出し、「個人の問題ではなく」と言い切ってほしい。

○障害がある、ないに関係なく一人では誰も生きていくことができない。全ての人にとっての問題と言える。

○同じ条件や同じ支援でも、乗り越えられる人と乗り越えられない人がいる。「個人の問題ではなく」という表現で逐条解説にて補足していきたい。前文は堅いのではないか。柔らかい文章の方が一般の方に浸透する。

- 最初の段落と2段落目がスムーズにつながっていない。その間に説明を入れて欲しい。
- 障害は個人の問題であるとなった場合、障害者は自分に責任があると感じてしまう。誰にでも起こりうることであり、社会全体で受け止めていくものと言える。
- 「問題」ではなく、「課題」とするとどうか。
- インパクトの強い部分もあった方がよい。「障害は、個人の問題ではなく～」という段落は並べかえ2段落目に移してもよい。
- 「障害」は、社会通念上、法律上明確な定義がない。わかりにくさがあるが考えてもらうのがよいのかあるいは、わかりやすさをとるのがよいのか。「課題」という表現はふさわしくない気がする。
- 一文に「問題」という語句が3回出てくる。「個人の問題ではなく」を「個人に帰するものではなく」あるいは、「個人に属するものではなく」としたらどうか。
- 「従来、障害は個人の問題とされてきたが、」を追加してはどうか。
- 前文に内容を詰め込みすぎるのは良くない。大枠、方向性を定めるのが良い。
- 前文の内容は、1段落目：メッセージ、2段落目：歴史、3段落目：立川の歴史、4段落目：定義、5段落目：方向性の提示となっている。
- 個人因子の問題も扱っており、このままでよい。

イ 第1章 総則（第1条～第5条）

第2条（用語の定義）(4)合理的配慮 障害のある人が、他の人との平等を基礎として、すべての人権及び基本的自由を享受し、または行使することを確保するためのもので、社会的障壁を取り除くために、個別の状況に応じて配慮を行うこと。ただし、均衡を失するものや、過度の負担を課すものは除く。

- 第2条（用語の定義）の中の合理的配慮についての記述は、分かりにくい。本来、合理的配慮は身近で分かり易く誰でもできるもの。難しいものという印象を受けてしまう。障害のある人の意向を尊重するものと言える。
- 「他の人」とは、一般的な他の人を指す。「障害のない人」とする方が分かりにくくなる。前半部は「すべての人権及び基本的自由を享受するためのもので、」or「行使することを確保するためのもので、」となる。
- （4）合理的配慮についての定義は、「障害のある人が、他の人との平等を基礎とし、すべての人権及び基本的自由を享受し、または行使するために障害のある人の意向を尊重しながら、個別の状況に配慮し適切な現状の変更及び調整等の措置を行うこと。ただし、均衡を失するものや、過度の負担を課すものは除く」としてはどうか。

第2条（用語の定義）(2)差別 障害を理由として、不利益な取扱いをすることにより、障害のある人の権利を侵害すること又は合理的配慮の提供をしないこと。

- 事務局で提案した（2）差別についての定義だが、「障害のある人の権利を侵害すること」という部分は、障害者基本法の第4条第1項を、「合理的配慮の提供をしないこと」という部分は、障害者基本法の第4条第2項を参考にした。
- 権利を侵害することを取ってもよい。からかうことは、人格権の侵害にあたる。合理的配慮を怠ること、で、権利の侵害になることもあるのでは。
- 事務局提案の「不利益な取扱いをすることにより、合理的配慮の提供をしないこと」はおかしい。「すること又は」を「すること、又は」としてみてはどうか。
- 「又は」となると合理的配慮の不提供があれば、権利を侵害することがなくても第19条以下の「特定相談」の対象となり得るのか。

○（２）差別については、多数決の結果、ほぼ骨子案の通り「権利」を「権利利益」にかえ「障害を理由として、不利益な取扱いをすること及び合理的配慮を怠ることにより、障害のある人の権利利益を侵害すること。」となった。

○第４条にて「前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という）」とあるが、以下「基本理念」という部分は必要ないのでは。

ウ 第２章 差別の禁止（第６条）

エ 第３章 合理的配慮等（第７条～第１７条）

○第８条（教育に関する合理的配慮等）第２項「市は、児童・生徒及び保護者に対し、障害について正しく理解するために必要な知識を提供するものとする。」を「市は、児童・生徒及び保護者に対し、障害について正しく理解するために必要な知識を提供し、相互理解を促すものとする。」としてはどうか。

○第８条第２項「障害について正しく理解するために」を「障害や障害のある人について正しく理解するために」としてはどうか。また、第８条第３項「市は、教職員に対し、障害に対する理解及び～」を「市は、教職員に対し、障害や障害のある人に対する理解及び～」としてはどうか。

○第８条第５項で「市内にある幼稚園のほか市立学校以外の教育活動を行う個人及び団体」についての規定があるが、市内の私立学校等にも第８条第１項、第２項、第３項の内容を同様に盛り込むことはできないか。

○障害のない児童・生徒も障害や障害のある人に対する理解を持って欲しい。

○第６条第２項を削除したため、「合理的配慮」についての総則的な規定があった方が良いのでは。「情報保障」についても総則的な表現があった方が良い。但し、このことについては、以前の検討の中で、設けないことで決定している。

○第７条（保健及び医療に関する合理的配慮等）第３項の中の「障害に対する理解」も「障害及び障害のある人に対する理解」としてはどうか。

○第１３条（福祉サービス・生活支援に関する合理的配慮等）第４項の中の「事業者」、第１７条（住居に関する合理的配慮等）の中の「事業者」は、具体的にこういったものを指すのか。逐条解説等で説明してほしい。

[閉 会]

以 上